

使用方法

1. 使用するマスク治具の大きさに合わせて、専用の剥離装置[アテネ(株)製マスク治具剥離装置:ATS-2R または 3 型]を用意します。
2. AMC-150:水=1:2(容量比)の希釈液を入れます。
3. 装置を始動して加熱し、使用温度(約 70~95°C)にします。
4. 剥離装置に塗装前の未使用のマスク治具をセットし、マスク表面に極薄い皮膜層を形成します。
5. 塗装工程で塗料が付着したマスク治具を再び剥離装置にセットし、剥離洗浄工程を開始します。
6. 剥離洗浄後はマスク治具を装置より取り出し、冷却、乾燥しそのまま塗装工程に使用できます。なお、剥離装置の操作方法は、アテネ(株)製マスク治具剥離装置の使用説明書を参照して下さい。

管理方法

(1)屈折率分析法(手持ち屈折率計での簡易濃度測定法)

1. 測定器具:ブリックス濃度(Brix%)0~10%が測定出来る手持ち屈折率計を用意します。
2. 試料を適量容器に採り室温まで冷却します。
(液に濁りやゴミが多い場合はろ過するか上澄み液を使用します。)
3. 冷却した試料を、手持ち屈折率計でブリックス濃度(Brix%)の測定をします。

【手持ち屈折率計の使い方】

試料を屈折率計の測定プリズム部分に滴下し、カバーを掛けます。

明るい方向に先端を向け、接眼レンズを覗きます。焦点の調整は、接眼鏡部分を回して行います。

明るい部分と暗い部分の境の目盛りを読み取ります。

なお、屈折率計の詳しい操作方法は、お手持ちの測定器の取扱説明書を参照して下さい。

1. 使用後は、屈折率計の測定プリズム部分を清浄な水で濡らしたワイパー等でよく拭き取りま
す。
(拭き取りが悪いとプリズム面が白く濁ることがありますので、必ず速やかに綺麗に拭き取
して下さい。)
2. 補給方法
剥離洗浄剤の Brix を 1%(濃度約 5.7 容量%)上げるには、100L あたり AMC-150 を約 2kg
補給します。

(2)アルカリ度の分析測定(中和滴定法)

1. 【測定器具】

ホールピペット(5ml)、ビューレット(50ml)、コニカルビーカー(300ml)、ビーカー(300ml)、安全ピペット

【試薬類】

フェノールフタレイン指示薬、0.05mol/L(0.1 規定)硫酸

2. 剥離洗浄剤をビーカーに採取し、室温まで冷却します。
3. ホールピペット及びピペットを使用し、正確に処理液 5ml をコニカルビーカーに移します。
4. フェノールフタレイン指示薬を 5～6 滴加え、ビューレット(50ml)を使用し 0.05mol/L(0.1 規定)硫酸で赤桃色が消えるまで中和滴定します。
5. 中和に要した 0.05mol/L(0.1 規定)硫酸の滴定量(ml)を、ポイントと称します。
6. 補給方法
剥離洗浄剤の Brix を 1%(濃度約 5.7 容量%)上げるには、100L あたり AMC-150 を約 2kg 補給します。

(3)pH のチェック[処理液が白濁、または、剥離性能が極端に低下した場合確認します]

1. AMC-150 は、塗料等の溶け込みで pH 値が低下しますと処理液に沈殿が発生して白濁することがあります。また、このような状態では剥離性能が低下しますので pH を調整します。
2. 管理値: pH10.0 を下回らないこと。(10.5 以上を保つことを推奨します)
3. pH の測定方法は、処理液を採取、冷却後(20～30℃で測定)に(ガラス電極式)pH メーターを使用し測定します。また、簡易的には pH 試験紙を使用してもかまいません。
4. 補給方法は、AMC-150 の原液を添加します。処理液に約 30ml/L 程の AMC-150 を添加し攪拌後確認します。依然 pH が低い場合は、更に約 30ml/L 程添加し確認します。(3 回まで繰り返します)
5. 補給添加しても pH が回復しない場合は、処理液の老化と判断できますので更新の検討をお願いいたします。
6. なお、pH 低下で沈殿した成分は、pH が回復しても再溶解しない場合がありますが、剥離した塗膜と同時に除去して下さい。

(4)老化の判定

AMC-150 処理液の老化時には、次の項目が該当するか検討して下さい。

1. 剥離時間が極端に長くなった場合
2. 補給しても濃度が回復しない場合
3. pH を修正しても戻らない場合

何れかの項目が該当した場合は、処理液の更新を検討して下さい。

判断が不明確な場合は、メーカーにご相談下さい。

廃棄物(剥離した塗膜、剥離洗浄剤等)の処理方法

(1)塗膜

剥離した塗膜には、クロムや鉛等の有害な重金属類が配合されていないかを確認し(塗料メーカー等に問合せます)、含有していなければ水洗し一般の産業廃棄物(樹脂類)として処理します。また、有害物が含有されている場合は、有害物が何かを確認し特別管理産業廃棄物として関係法令を遵守して処理して下さい。尚、自社で処理できない場合は、許可を受けた廃棄物処理業者へ委託処理して下さい。

(2)剥離洗浄剤

1. 未使用の AMC-150 剥離洗浄剤を廃棄する場合は、廃アルカリとして取り扱って下さい。
水で希釈した後、希塩酸または希硫酸で中和後沈殿物をろ過し、上澄みは水で希釈して放流可能です。
沈殿物は産業廃棄物として処理して下さい。また、排水処理設備を使用しての処理も可能です。
なお、自社で処理できない場合は、許可を受けた廃棄物処理業者へ委託処理して下さい。
2. 老化し更新時の AMC-150 剥離洗浄剤の廃液には次のようなものが含有されます。
(a)塗料から混入する顔料、樹脂などの固形物(クロムや鉛等の重金属が含まれる場合があります)
(b)塗料から混入する溶剤、界面活性剤などの有機物類
従いまして、自社の排水処理設備で処理し、排水基準などの関係法令を遵守して処理して下さい。
なお、自社で処理できない場合は、塗膜等と同様に許可を受けた廃棄物処理業者へ委託処理して下さい。

(3)AMC-150 剥離洗浄剤の廃棄については次の法の適用を受けます。

【水質汚濁防止法】 廃液を排出する場合

1. COD、BOD、ヘキサン抽出物質:塗料の希釈溶剤、添加剤等の混入によるものです。
2. SS(浮遊物質、主に剥離した塗膜):剥離した塗膜の顔料、沈殿した成分です。
3. pH:AMC-150 の成分でアルカリ性を示します。
4. クロム、鉛等、塗膜の成分から混入する可能性があります。

なお、剥離した塗膜及び剥離剤の廃棄処理については、廃棄物処理業者にご相談下さい。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

未使用の AMC-150 剥離洗浄剤は廃アルカリに指定されます。

また、更新時の AMC-150 剥離洗浄剤は、クロム、鉛等の有害物が含有する場合は、特別管理産業廃棄物として取り扱って下さい。